

公益社団法人宮城県獣医師会のホームページ管理要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）のホームページ管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする

(情報公開)

第2条 インターネットによる情報公開は、次に掲げるものとする。

- (1) 組織図、役員名簿、会員数
- (2) 定款
- (3) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録
- (4) 事業計画書、収支予算書

(掲載内容の決定)

第3条 この法人の活動状況の掲載内容及び獣医学的情報等のリンク先の決定は、学術広報委員会で決するものとする。

(更新事務)

第4条 この法人のホームページに関する更新事務を、外部に委託出来るものとする。

(補 則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。